

令和3年度本町の現状把握のための町民アンケートの意見に対する対応方針について

※町民アンケートの「御意見・御感想」について、その内容ごとに大枠でまとめ、その対応方針を記載しています。

資料2 - 2

No.	項目	御意見・御感想等	対応方針
「き」 築いてきた美しい里山の景観、伝統文化、生業を次世代に引き継いでいく里			
1	「き」	温暖化により環境が大きく変わる。農業林業も考える必要があるのでは。	令和2年度に水稻被害見舞金を支出した際に実施したアンケートの中で、「気候の変動を利用した新たな農産物の取組についてのご意見」をお聞きました。アンケートの回答では「新たな農産物の取組」に対する多様なご意見を頂いたため、本年度「農業担い手育成事業補助金」を創設し、それらの取組に対する費用を補助することとしております。温暖化により農林業への大きな影響が考えられますが、逆にそれらを利用することで新たな収入などに繋がる可能性もあるものと思われまますので、色々なご意見をお聞かせ頂ければと思います。
2	「き」	農地が荒れ、後継者等もおらず、また、後継者等がいたとしても経営が難しく、結果として衰退していく。	農地が荒れるのは、水や日照不足など環境が悪いことが原因と考えられます。それらを改良し、耕作できるようにするには多額の費用がかかるため、経営が成り立つためには農地の集約が必要です。一方で、現在農業を営まれている方々は、既に様々な地域貢献を行いながら農業を行われており、今後新たな農地で耕作を行う余力はないものと思われまます。そのため、今後は移住者を含む新規就農者を生み出し、農業を継続できる経営体制を整えるため、農業法人や営農組織なども視野に入れながら、行政だけではなく個人や関係機関等の協力し、農業を取り巻く環境の改善を図って参ります。
3	「き」	林地が荒れ、災害の危険性がある。また、間伐を行いたくても人材が不足している。後継者等がいない。	近年の木材価格の低迷により、林業のみの収入では生計を立てることが困難となり、林業を営む方々が他産業への就労を余儀なくされました。それにより、山林に関わる人員が減少し、適正な維持管理ができなくなったことが、山林の荒廃が進む大きな原因と考えまます。そのため、今後は林業に関わる人口が増えるよう、農閑期に農業者が林業に従事することが可能となる制度や、林業に従事したいと考える女性を支援する体制を整えるとともに、法人や各種組織の体制づくりなども視野に入れながら、行政だけではなく個人や関係機関等の協力し、林業を取り巻く環境の改善を図って参ります。
4	「き」	経営規模の拡大、機械化による生産性の向上、販路拡大を行うことで従事者の所得向上を行ってほしい。	今後の農林業における所得向上のためには、農地集積などによる生産性の改善、有害鳥獣や災害を防ぐ環境の整備、移住者を含めた農林業従事者の確保など、多くの課題を解決していく必要があると考えまます。そこで、これらの課題に対する改善策として、本年度から任意団体や組織、認定農家などを対象として、新技術の導入や開発、規模拡大、農閑期における林業従事の機械購入、循環型社会形成に対する活動等に要する経費の一部補助ができるよう、農業担い手育成事業補助金を創設しました。また、南小国町の農産物をより多くの方々に知ってもらえるよう、南小国町総合物産館で地元産材を使ったカフェや弁当の提供も行われており、今後、一層の拡大を検討しているところです。なお、林業関係における支援策についても、森林環境譲与税を財源として、現在、検討中です。今後も、関係機関などと協力しながら、更なる対策を進めて参ります。

No.	項目	御意見・御感想等	対応方針
5	「き」	清流の森の維持管理がなされていない。	清流の森の維持管理については、当初、町内の建設業者に依頼し、予算の確保を行うための調整を行っていましたが、令和2年7月豪雨が発生し、直接的に町民に関するライフラインや農地・農業用施設の復旧に対する予算を優先する必要があり、取り組めませんでした。 また、その後は、「清流の森」を含めた「せせらぎの森」や「すずめ地獄」、「紅葉樹の森」等の観光客数が減少しているため、その維持費や財源収入など、今後の在り方について協議する必要が生じ、現在においても検討を続けているところです。 それらの協議が整うまでは、危険性がある部分については通行止めを行う、ボランティア活動による維持管理も踏まえた対応を行うなどについて、早急に判断し、対応したいと考えております。
6	「き」	災害の片付け整備、自然環境が手付かずのまま残されている。	災害については、被害が甚大であった令和2年豪雨災害の復旧工事を令和4年度も引き続き進めていきます。
7	「き」	美しい町づくりとはいうが、ガードレールより高く草が生い茂っていたり、道路上に草木がたれ下がっていたりしている。	道路除草については、国・県道を熊本県、町道の主要路線を町でそれぞれ年1回実施しています。 町で全ての道路を実施することは、人的・費用的にも困難であり、その他の生活道路や年1回では十分でない箇所については、自治会や個人の協力、ボランティア活動に頼っている現状です。また、道路上に草木が繁茂し、特に通行に危険であると判断されれば、町で個別に対応しているところです。 しかし、近い将来、自治会や個人の協力のみでは、集落内の除草も実施が困難な状況になると認識しており、通行の安全のみならず、美しい景観を維持していくため、今後、方策を検討したいと考えています。
8	「き」	美しい村連合であれば、馬場川の役場より上流側など、河川の竹、草の処理をお願いしたい。	河川の竹、草の処理については、河川内の堆積土砂等の上に繁茂し流水を阻害していたり、生活環境上特に支障があるような状態であれば、土砂除去等と併せて管理者で処理していますが、河川管理道路上は、生活道路等と同様に近隣住民の方々で行っていただいています。 なお、「馬場川の役場より上流側」は県管理河川であり、現地を確認のうえ特に必要であれば、県と共に対応を検討したいと考えています。
9	「き」	自然豊かではあるが、道路・歩道脇に雑草が生い茂るなど、単に放ったらかしのようにも感じる。	道路除草については、国・県道を熊本県、町道の主要路線を町でそれぞれ年1回実施しています。 町で全ての道路を実施することは、人的・費用的にも困難であり、その他の生活道路や年1回では十分でない箇所については、自治会や個人の協力、ボランティア活動に頼っている現状です。 また、道路上に草木が繁茂し、特に通行に危険であると判断されれば、町で個別に対応しています。
10	「き」	「南小国町らしさ」や「伝統文化」とは何か、具体的に定義すべき。 また、若い世代が少なく、伝承が困難となっている。	「南小国町らしさ」や「伝統文化」を、明確に定義はしておりませんが、「南小国町らしさ」は平成30年度(2018年度)に町民及び役場職員で構成する策定会議、町民からの意見聴取、パブリックコメントなどを経て策定された、「南小国町共有ビジョン」が考えられます。また、「伝統文化」は、地域の住民が長い歴史の中で築き上げたものであり、本町では吉原神楽や野焼きなど非日常的なもののほか、温泉を利用した洗い物など、日常生活で行われているものも考えられますが、限定することは難しいと思われます。 伝承が困難となっていることについては、町で「日本で最も美しい村」補助金を設け、伝統芸能継承活動などに補助を行っているほか、空家バンクの整備など、若い世代の移住定住を推進する取組を推進しています。
11	「き」	若者・子どもがいない。少子化問題を何とかしてほしい。	中学生以下の子どもがいる世帯に対する児童手当など、いくつもの手当、補助金、助成金がありますが、少子化問題に与える影響が大きいものとしては、未婚化等が考えられます。 その未婚化の理由としては、いくつもあると思いますので、今後各課局と連携して対策を検討いたします。

No.	項目	御意見・御感想等	対応方針
12	「き」	国道沿いの産廃集積場を他へ移転して欲しい。	産業廃棄物に関しては、個人の生業として行われているため、町から移転の提案を行うことはできません。なお、違法性がある場合は、産業廃棄物処理業の許可を行う県へ相談することとなります。
13	「き」	近隣の廃屋にあるごみを処分して欲しい。	持ち主に「ごみ」として処分する意志がある場合は、ご相談を受ける事もできます。しかし、「ごみ」と見えても、持ち主の所有物であるため、町のみの判断で勝手に処分を行うことはできません。
「よ」 寄り添い支え合い、人と人のつながりを大切にし、一人一人が誇りを持ち、多様な生き方を尊重しあえる里			
14	「よ」	高齢者など買物ができない人のために移動販売を充実させてほしい。	移動販売は、高齢者や一人暮らしなどによる買物弱者対策として実施しており、従来は週4日間(火曜から金曜日)44地区を巡回しておりました。その後、多くのご意見をいただいたため、試行として9月から週5日間(月曜から金曜日)40地区を巡回し、さらに毎月第1週は全地区を2台体制で運行し、要望の多くある商品を販売しています。今後も、寄せられるご意見や要望を踏まえ、改善や試行を繰り返しながら移動販売の充実に努めて参ります。
15	「よ」	人が集まり楽しく活動できる企画を今後も考えていただくとともに、小さなコミュニティの活動をバックアップしていただきたい。	令和2年度から、住民自治組織活性化補助金制度を開始し、地域活動の活性化のための財政支援を行っております。多様なメニューを用意しておりますので、活発な地域活動にお役立てください。
16	「よ」	Uターンや町外からの移住など、人口を増やす取組を進めて欲しい。また、移住定住を進めるためには、空き家の活用が必要。	Uターン者や移住者を増やしていく活動として、SMO南小国と協力しながら、町内に中長期間滞在し、町内の暮らしを実体験してもらおうプログラムを実施しています。また、空き家所有者と空き家を活用したい方をマッチングするための仕組みである「空き家バンク」の運営による、移住希望者などに対する物件情報の提供を行っております。しかし、移住を希望される方が出てきた際に、直ぐに提供できるような賃貸物件が少ないのが現状です。そのため、民間賃貸住宅の情報収集や、空き家を活用した賃貸住宅の検討など、引き続き空き物件等の掘り起こしに努めたいと考えています。
17	「よ」	コロナ感染対策のため、集まれる機会が減り、交流する場所が少ない。	子育て支援のぬくもりや、介護予防の百歳体操、元気アップ教室など、感染症対策を行いながら集まれる機会が、少しずつではありますが回復してきています。今後は感染症対策に留意しながら、集まれる機会や場所の提供、新しい取り組みも検討して参ります。
18	「よ」	保育園入園前や産後のサポートに対する助成があるとよい。	子育て真っ最中の親子に遊びの場を提供したり、出産を控えた妊婦さんなどから様々な相談を受けたりする場として、地域子育て支援ひろば「ぬくもり」を開設しています。これからも、子どもが健やかに育つ環境づくりを支援して参ります。
19	「よ」	町営プールやジム、カルチャーセンター等を作って欲しい。	現実的に設置することが可能か、今後検討していく予定です。
「ら」 ライフラインを充実させ、地域全体で協力し、だれもが笑顔で安心して過ごせる里			
20	「ら」	避難所の利便性が悪いため、災害時の利用者が少ない。利便性を上げる必要があるのではないかと。	避難所での環境を整備するため、パーソナルスペース確保のためのパーテーションや、電気・水道が必要なトイレなど、毎年少しずつ備蓄物資を確保しています。また、民間企業と災害協定を締結し、仮設住宅や仮設トイレなど、優先的に町が提供を受けることができる体制を整えているところです。

No.	項目	御意見・御感想等	対応方針
21	「ら」	避難所では、高齢者や障害者などが避難できる環境は整っているのか。	高齢者の方については、バリアフリーの整備が整っている避難所と整っていない避難所があるため、今後、必要に応じて整備を行っていく予定です。 障害者の方については、現在3箇所の福祉避難所を開設できるように契約を行っています。福祉避難所へ避難を行いたい方がいれば、役場に連絡をいただければ、開設の要請を行い、避難をしていただけます。 なお、女性や子供の意見を反映した避難所や、ペット同伴での避難所については、現在のところ対応できておりません。今後検討を行っていく予定です。
22	「ら」	避難所が川の近くなど危険なところにあるため、避難の際に不安になる。	町の避難所として開設する市原小学校体育館、南小国町役場、元気プラザ中原、りんどうヶ丘小学校体育館は、洪水の浸水想定区域にも、土砂災害の警戒区域にも含まれておりません。町としては、安全な場所として考えております。 地域の避難所となっている集会所や公民館などが危険だと思われる場合は、町が開設する避難所への非難をお願いいたします。
23	「ら」	災害が発生した時の高齢者等の誘導は、紙の上では行われているが、実際に災害が発生した場合にどうすればよいか、町民は理解していないと思われる。	高齢者等の避難については、各地区の消防団や自主防災組織で非難誘導などを行っていただいています。 近年の大雨時にも、自主防災組織内で避難を手伝っていただいた事例もございますので、指示に従い、落ち着いて行動いただきますようお願いいたします。
24	「ら」	高齢者への災害時の対応や一人暮らしの高齢者等への対応を検討して欲しい。	町では災害時の要援護者名簿を作成し、避難支援が必要となる高齢者等の把握に努めています。 今後この名簿を活用し、必要な避難支援ができるよう、消防団や各自主防災組織と連携した取り組みを進めて参ります。
25	「ら」	道路の補修や倒れる危険性のある樹木等への対応が不十分である。	道路の補修については、令和2年豪雨災害の復旧や、交通量の多い主要道を優先的に実施しているため、それ以外の道路では補修が遅れている箇所もあるかもしれません。今後ともご意見を伺いながら、地区による極端な格差が生じないように、適切な維持管理に努めていきます。 危険木及び枝葉の伐採等については、道路法面に存するものは町にて適宜実施していますが、個人の所有(山林)に係るものは個人の財産であり、所有者又は管理者に伐採等のお願いをしているところです(広報誌でお知らせしています)。 しかし、第三者被害の危険性が高く、直ちに伐採が必要と判断されるときは町で対応する場合があります。近年、木々の成長もあり伐採等の必要性が高まっており、町も課題として認識しているところです。今後、方策を検討し取組みたいと考えています。
26	「ら」	中心をはずれた所の道路の整備等は後回しにされている感じがする。	道路の整備等については、総合計画の施策に沿って進めることとなりますが、現在は令和2年豪雨災害の復旧工事を最優先に取り組んでおり、道路の整備等(補修を含む)は、基幹路線(集落間を結ぶ重要な町道)や交通量などの優先順で進めておりますので、ご理解いただきたいと思えます。地区で極端な格差が生じないようにバランスにも配慮しながら、整備を進めていきたいと考えています。
27	「ら」	南小国波野線の拡張工事が全く進まない。また、街灯の設置が少ない。	南小国波野線は、現在事業休止となっておりますが、地区にとって大変重要な道路整備だと認識しており、今後も事業再開に向けて、事業主体である熊本県と共に関係者との協議を進めていきます。
28	「ら」	道路や河川、農地の災害復旧工事の対応が遅く、不十分である。	現在進めております令和2年豪雨災害の復旧工事は、被害が甚大であり箇所数も多いことから、随時工事発注を行っているところですが、全ての工事が完了するまで時間を要する状況です。令和4年度も引き続き工事を進めていきますので、ご理解いただきたいと考えています。

No.	項目	御意見・御感想等	対応方針
29	「ら」	山村部としてはインフラは充実していると思うが、近い将来限界集落的なエリアの増加も見込まれ、インフラの維持管理等の資金不足にどう対応するか不安がある。	インフラの維持管理等の資金不足への対応については、過去に建設された橋りょう等の施設の老朽化が進んでおり、維持管理費用の増大が懸念されています。そのため、施設の維持管理方針（優先順位付け等）を明確にし、国の補助事業等を最大限に活用し整備していくと共に、今後見込まれる人口減少を見据えて、橋りょう等の施設の統廃合（集約化）の検討も必要になるであろうと認識しています。
30	「ら」	建設課だけでなく、消防や民間ボランティアなどと連携して体制を築けると良い。	消防だけでなく、警察や社協との連携については、すでに整備しています。民間ボランティアとの連携についても、今後推進する必要があると感じております。災害協定のようなかたちで、いざというときの連携強化をしていきたいと思っております。
31	「ら」	町内に病院が少ないため、増やして欲しい。	病院を増やすことは現実的に難しい状況です。その代わりとして、広報等で休日在宅医の紹介を行ったり、へき地医療自治体病院開設者協議会に参加し、小国公立病院の運営に携わるなど、町民の方々が安心して生活できるよう、取組を進めて参ります。
32	「ら」	企業誘致など、産業の振興を積極的に行って欲しい。	南小国町は、面積の約85%が森林や原野であり、平野が少ない、幹線道路から離れているなど、大規模な工場の誘致などは難しいことが現状です。そのような中でも新たな産業の創造や、町の困りごとが解消できるよう、「起業型地域おこし協力隊」を任用し、産業振興に努めています。なお、大規模は難しいですが、南小国町にあった企業誘致が出来るよう、検討を進めて参ります。
33	「ら」	林業・農業に取り組む事業体を作り、それを法人化することで働く環境を整えることができれば、南小国町が盛り上がる。	経営を行うことができる農地や山林を維持していくため、また、担い手等による一層の規模拡大等のためには、法人化された事業体や任意団体としての営農組織などが必要であると考えます。また、近年では若者が就労する際、休日の有無が大きな判断基準となっており、生産するものによっては難しいとは思いますが、事業体であれば可能性はあると考えます。これらの事業経営体の設立などについては、行政だけではなく、町民の方々の様々なご協力を得ながら進めていく必要がありますが、本年度創設した農業担い手育成事業補助金などにより、積極的にサポートして参ります。
34	「ら」	町内に食料品店などのお店が少ない。	町内の食料品店を訪れることが難しい方に対応するため、現在、週5日40地区を巡回する移動販売を実施しています。また、南小国町と小国町をつなげる「買い物バス」を運行するとともに、高齢者等を対象としたタクシー利用費助成事業も行っています。町民が少しでも買い物が行いやすい状況となるよう、取り組んで参ります。
35	「ら」	インターネット回線を整備して欲しい。	インターネット接続サービスのための光ファイバー整備（FTTH化）については、平成29～30年度に完了済みです。
36	「ら」	インターネットの速度が遅くなっているため、改善して欲しい。	当初 10メガ※ ➡ H29～30FTTH化時 1ギガ※ ➡ R3.9月 2ギガ※ と、通信速度のアップを行っております。※上下最大
37	「ら」	乗り合いバスや乗り合いタクシーを充実させて欲しい。	町では、運転免許証を持っていない高齢者の方や運転免許証を返納された高齢者の方などを対象に、タクシー利用費助成事業を行っています。また、令和3年10月からは小国郷の中心市街地を走る「にじバス」を運行するなど、出来る限り町民の皆様の生活に支障が出ないよう、地域公共交通の活性化に向けた取組を進めております。

No.	項目	御意見・御感想等	対応方針
38	「ら」	パソコンを使う機会が増えているため、高齢者向けのパソコン勉強会があるといい。	現在、世の中の流れとしてIT化が進み、インターネットを使用した申請等も増えています。そのため、高齢者の方もパソコン操作ができることが望ましいですが、操作を教わる場所がないと感じている方が多々おられるものと思います。そこで、各課局と連携し、パソコン操作やスマホ、LINE等の勉強会の開催を検討して参ります。
「の」 のびのびと学べる環境の中ですべての人が夢に向かって挑戦できる里			
39	「の」	様々な体験の機会を用意し、挑戦する気迫を育てたり、刺激と成長の機会を増やしたりする工夫をして欲しい。	小学校では地域学習や出前授業、中学校では民泊農業体験やまちインターンなど、文化面ではアウトリーチ事業（本物の芸術に触れる）等により南小国町の人・もの・ことに関わらせたり、専門家と関わらせたりしながら、南小国を担う人材の育成に取り組んでいます。
40	「の」	学力が低下しているのではないのでしょうか。	児童生徒の学力は、子どもたちや先生たちの頑張りにより、阿蘇郡市・熊本県・全国のレベルより高い学力を身に付けています。
41	「の」	町内の子どもも少なくなっており、小学校合併にもっと取り組む必要があるのではないかと。	南小国町の教育の魅力は、「誰一人取り残さない教育」「最大限に学びを保障する教育」です。確かに子どもが少なくなっていますが、それにより小学校の合併を進めるのではなく、逆に児童一人一人への手厚い教育を推進する機会として、少人数での指導を徹底するようにしています。
42	「の」	子どもの安全に気を配って欲しい。	学校と保護者・地域・行政が一つになって子どもの安全を守る必要があります。地域学校協働活動の取組の一つとして力を入れていきます。
43	「の」	地域おこし協力隊は、どのような活動を行っているのか。	地域おこし協力隊の活動は、地域の課題解決、活性化のため、SMO南小国と協力するなどしながら、取組みを進めています。農林業の振興に取り組みながら、令和2年7月豪雨で被害を受けた山鳥の森オートキャンプ場の復興支援にも携わる隊員や、SMO南小国と協力した取組の中では、自らが起業して地域おこしを図る隊員などもおられます。町としても、今後、これまで同様に地域の課題解決に向けた活動を支援するとともに、新たに町内事業者の新規事業、事業拡大を支援する隊員を設けるなど、南小国町の活性化に向け取り組んで参ります。
「さ」 再生可能エネルギーを地域資源から生み出し、有効活用し、未来につながる豊かな暮らしを実現できる里			
44	「さ」	再生可能エネルギーの導入には、補助などの支援が必要。	令和2年度まではペレットストーブ等の購入に関する補助を行っておりましたが、令和3年度はこれに加え、太陽光発電設備等の設置に関する補助や、小水力発電の実証事業に関する補助を実施しています。令和4年度以降もペレットストーブや太陽光発電の補助に加え、太陽熱やバイオマスの検討を行うなど、再生可能エネルギーの活用に向け、取組を推進して参ります。
45	「さ」	公共施設への太陽光発電などの設置状況はどうなっているのか。	湯夢プラザや山村広場、農産加工場、公民館、保育園など、町が関与して設置した太陽光発電が10箇所あります。今後も、設置にふさわしい場所があれば、検討のうえ、設置を推進して参ります。
46	「さ」	太陽光発電施設は、自然破壊がイメージされ、災害時に不安になる。	町では、令和2年度に「南小国町再生可能エネルギー導入ロードマップ」を策定し、その中では、太陽光発電については分散電源確保のため、住宅の屋根などに設置する小規模な設備の導入を促進する一方、大規模な発電施設は景観保護の観点から導入すべきではないこととしております。また、「南小国町景観条例」を制定するとともに、「南小国町景観計画」も策定しており、大規模開発を行う際には町に届け出を要することとしています。これらの取組により、本町の豊かな自然が保たれるよう注視しつつ、安全で住みよい魅力ある郷土の実現に向け取り組んで参ります。

No.	項目	御意見・御感想等	対応方針
47	「さ」	小国杉や地元木材の更なる活用(間伐材を含む)を行うことで森林を適正に整備できる。	<p>現在、町では新聞や広報紙、CATV、活動状況報告会などで周知しているとおり、地域おこし協力隊1名、起業型地域おこし協力隊1名が小国杉を利用した活動を行っています。</p> <p>その他、複数の事業者による二酸化炭素削減を行うための活動や、木育サポート事業補助金等を活用され、アクセサリーの作成など小国杉の需要を高める動きを行っている方もおられます。町としても、これらをより一層後押ししたいと考えます。</p> <p>一方で、森林の適正な維持管理には伐採後の植林も非常に重要です。それらの周知や指導を行うとともに広葉樹などとの複合林経営も推奨し、自然災害への予防も理解を得たいと思います。</p> <p>以上のことを通じて、小国杉など木材の価値を高め、森林の適正な維持管理ができるよう、取り組んで参ります。</p>
「と」 共に連携し、世界とつながり、世界に誇れる幸福な暮らしができる里			
48	「と」	町外からの観光客の呼び込みが必要。	<p>観光客の誘客促進に向けて、観光協会の活動及び観光プロモーションに対する支援や、町外向け観光商品券の発行事業への支援などを行っています。</p> <p>新型コロナの影響により観光客数が大きく落ち込んでいるため、今後も引き続き観光協会をはじめとした関係団体等と連携し、観光客の誘客に取り組んでまいります。</p>
49	「と」	外国人コミュニティへの支援が足りていない。	<p>株式会社SMO南小国に委託して、町内在住、在勤の外国人のコミュニティづくりを支援し、相互にサポートし合える環境の整備や、直面している課題の相談などができる体制を整える事業を実施しています。</p> <p>具体的な取組としては、未来づくり拠点MOGにて交流会を開催したり、外国人を受け入れる側の研修などを実施していますので、興味のある方や、お困りごとのある方は、ご相談ください。</p>
50	「と」	魅力のあるまちづくりを行って欲しい。	<p>およそ30年前から南小国町を象徴する言葉として使われてきた「きよらのさと」というキーワードをベースに、30年後のありたい姿をまとめた「南小国町共有ビジョン」を定めています。</p> <p>これを実現するため、地域資源や美しい環境を守ること、またそのような人材を育成することを目的とした「日本で最も美しい村」づくり事業補助金や、夢に向け南小国町で新たな事業に挑戦する方などを支援する「夢チャレンジ推進事業補助金」をはじめとして、南小国町役場の各部署で様々な取組を進めています。</p> <p>今回いただいたご意見も参考にさせていただき、より住みたい町、より訪問したい町になるよう、取り組んで参ります。</p>
51	「と」	町内に住居がないため、リノベーションの費用補助を拡充する必要がある。	<p>住居については、民間賃貸住宅の供給不足解消を目的に、「民間賃貸住宅確保プロジェクト補助金」を創設しています。</p> <p>今後も総合計画に沿って事業を実施すると共に、利用促進に向けてPR活動等に取組みます。</p>
52	「と」	町の取組に対し、十分な情報発信がなされていない。	<p>現在、町では主に①広報紙②文字放送③ケーブルテレビ(みなみチャンネル)④告知放送⑤町ホームページに加え、SMO南小国のオウンドメディア⑥SMOMOで情報発信を行っています。</p> <p>今後、⑦ケーブルテレビを活用した新たな情報発信や⑧SNSを活用した情報発信なども検討しながら、様々な取組をお知らせしていきたいと考えています。</p>

No.	項目	御意見・御感想等	対応方針
53	「と」	移住者に向けた施策よりも、町民への施策を進めて欲しい。	南小国町の人口は、現状として毎年60人程度減少しており、このままでは地域のコミュニティの維持や、税収不足からインフラ整備などが困難になる恐れがあります。そのため、将来的に町を存続していくためには、町内からの流出を防いであえ、「南小国町で生活したい」という町外の方々の移住を進め、町内の人口増を目指す取組は必須となります。その一方で、町民への施策として、町HPや広報でお知らせしているとおり、状況に応じた各種補助金・助成金を準備しているとともに、町民向けプレミアム商品券を販売するなど、町民が南小国町で安心して生活できるよう支援を行っています。これからも、町民が安心し、生活の質が向上するような施策に取り組んで参ります。
54	「と」	SMO南小国とはどのような活動をしているのか。	平成30年に設立され、本町の魅力である「上質な里山」を次世代に引き継いでいくため、地域商社(DMO)兼まちづくり公社として地域資源を活用して事業を展開しています。具体的には、①物産館きよらカアサの運営や特産品開発、町も委託を行っているふるさと納税関連業務などを行う地域商社事業、②着地型ツアーの開発など、観光協会と連携した観光事業、③オウンドメディアであるSMOMOなどを活用し、町の魅力を発信する情報発信事業、そして④未来づくり拠点MOGを中心に、移住定住も見据えた町内外の方々の起業等を支援する未来づくり事業を実施しています。
共有ビジョン実現に向けた意見			
55	共有ビジョン実現に向けた意見	農協跡地を有効に利活用して欲しい。	農協跡地については、農協と本年度売買契約を行い、現在農協の費用にて解体を行っています。利活用については、解体後の用地全体を見ながら、検討委員会の意見や町民アンケートを鑑みながら利活用を検討して参ります。
56	共有ビジョン実現に向けた意見	職員に対する教育を徹底してもらいたい。	職員に対しては、日々の指導に加え、研修に参加させるなどにより、能力の向上を図っております。特に、職員の基本であるあいさつや窓口・電話対応については、町民の皆様にとって、相談しやすい身近な役場(職員)となることを目指して、今後も力を入れて指導してまいります。
57	共有ビジョン実現に向けた意見	このアンケートの結果は、町の取組に活かされるのか。	今回のアンケートの結果は、役場内関係各課局と情報共有するとともに、各課局において優先度等も勘案しながら、対応を検討することとしております。
58	共有ビジョン実現に向けた意見	町内に向け効果的にPRできるよう、無線や時報の流し方、流す曲などを検討して欲しい。	告知放送の更なる活用については、情報発信元である役場各課局に改めて周知を行います。また、正午及び18:00の時報の曲については、現状では変更しなければならない特段の理由はないものと認識しています。
59	共有ビジョン実現に向けた意見	町議さんなどから、町の事業の報告を受けたことがありません。	年に4回発行している「議会広報南小国」において、前回から「あれはどげなつた?」と題して、特集記事を掲載しています。また、裏表紙でも、「夢チャレンジ補助金」を活用して新たな事業を展開している人や、保育園で働いている保育士の先生を取材し、町の行っている事業を紹介しています。これからも町が実施する事業の紹介やその後の検証を議会広報として取り上げ、町民の皆様にも町の取組を分かりやすくお知らせして参ります。
60	共有ビジョン実現に向けた意見	町議の方は、議会での一般質問を通して、町の活性化に関する考えを述べて欲しい。	このようなご意見があったことは議会内でも情報共有すべきと考えますが、一般質問をするかどうかの判断は議員個々の判断と思われまます。

No.	項目	御意見・御感想等	対応方針
61	共有ビジョン実現に向けた意見	共有ビジョンとは何か。総合計画とは何か。総合戦略とは何か。	<p>「共有ビジョン」とは、2050年における本町のありたい姿を可視化し、今後の方向性を示す「ぶれない芯」とするため、町民の皆様と協働（策定会議や意見聴取、パブリックコメント等）のうえ策定したものです。</p> <p>「総合計画」とは、「共有ビジョン」の実現に向け、これから10年間取り組んでいく内容を明確にしたものです。</p> <p>「総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）」とは、「まち・ひと・しごと創生法」で市町村は定めるよう努めなければならないと規定されているもので、本町における地方創生の取組となりますが、これは「共有ビジョン」の実現と密接に結びつくべきものであるため、「総合計画」の中に包含し、今後5年間取り組んでいく内容を定めたものです。</p> <p>今後も「共有ビジョン」を中核として、その実現に向けた施策を推進して参ります。</p>